令和６年度歳入 国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書

＜均等割額の2割の減額に該当しているかの確認箇所＞

年　月　日現在で作成しています。

の通知書以前にお知らせした額です。
の通知書によりお知らせする今回決定した額です。
年　月　日頃までの納付分です。
（対応後収分については、納付額に反映する時期が2週間ほど遅れます。）

番号（８桁の数字）をお伝え願います。

◉通知書の交付理由
◉保険料の納付方法

国民健康保険は被保険者の保険料で運営されています。
保険料は、納期限までにお支払いください。
別紙の減免要件に該当するときは、申請により保険料が減免されることがありますので、お確かめください。

（お問い合わせ先）

保険料の納付義務者
国民健康保険では世帯を単位として保険料を算定します。
保険料の納付は、国民健康保険の被保険者資格の有無にかかわらず、被保険者の属する世帯の世帯主にお願いしています。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に愛知県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。また、審査裁決後に取消訴訟を提起することもできます。詳しくは裏面をご覧ください。

◉ 年間保険料額

	所得割額③	均等割額④	減額額⑤	割合	子ども・産前産後減額額⑥	減免額・独自控除額⑦	保険料額①※1（①+④−⑤−⑥−⑦）		差引減額（②−②）
前回（変更前）	円	円	円		円	円	円	②	円
今回（変更後）	円	円	円		円	円	円	②	区でかかる保険料額 円

◉ 月割額（　区分）

納付月	4月	5月	6月	9月	10月
前回（変更前）	円	円		円	円
今回（変更後）	円	円		円	円
納付済額	円			円	円

※「特」と表示されている月は、その月

納付月	11月	合計
前回	円	円
		円
		円

今回の決定により納め過ぎとなった場合、後日、還付通知を送ります。

太枠(赤枠)内拡大

減額額⑤	割合	子ども・産前産後減額額⑥
円		円
円		円

こちらをご確認ください。
７　→　×申請不可
５　→　×申請不可
２　→　◎申請可能
空白　→　○所得要件を満たせば申請可能

1 被保険者氏名・保険料の計算対象となる月（　年度の期間にかかるものです。）

被保険者氏名 ※当該年度の保険料が１か月以上かかっている人	保険料の計算対象となる月 4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

○は医療分と支援金分、Dは医療分と支援金分と介護分、△は子ども・産前産後減額額の対象者、Cは産前産後減額の対象期間

年度の途中で40歳または65歳になる人の介護分の計算期間や、年度の途中で75歳になる人の保険料の計算期間は、裏面の「国民健康保険の被保険者資格と保険料について」内の説明もご覧ください。

2 保険料額の計算方法（①～④はそれぞれ表の表に対応しています。）

保険料額①＝所得割額③＋均等割額④－減額額⑤－子ども・産前産後減額額⑥－減免額・独自控除額⑦

保険料額④
所得割額③＝基礎となる所得額②（被保険者全員分を合算）×料率
※1 料率　医療分　支援金分　介護分　（　年度）
※2 年間保険料額が最高限度額の場合は、所得割額③＝保険料額①－均等割額④
均等割額④＝1人当たり均等割額×被保険者数①
※ 1人当たり均等割額（年額）　医療分　円　支援金分　円
（　年度）　介護分　円
減額額⑤、子ども・産前産後減額額⑥、減免額・独自控除額⑦については別紙をご覧ください。

年度の途中に被保険者数などの異動があった世帯は、加入月数に応じて保険料を計算します。

または祝日等）のときは次の休日等でない日。）

6 納入場所（納付書にてお支払いいただく場合）
銀行などの金融機関、区役所、支所、市役所、名古屋市指定コンビニエンスストア
※この通知書ではお支払いできません。

7 歳入科目
（会計）　（款）　（項）　（目）　（節）
国民健康保険　国民健康保険収入　保険料　国民健康保険料　普通徴収分

			所得割額②※2	所得割額③	均等割額④	減額額⑤	割合	子ども・産前産後減額額⑥	減免額・独自控除額⑦	保険料額①※1
支援金分	前回（変更前）	人	円	円	円	円		円	円	円
	今回（変更後）	人	円	円	円	円		円	円	円
介護分※3	前回（変更前）	人	円	円	円	円		円	円	円
	今回（変更後）	人	円	円	円	円		円	円	円

※1 保険料額①は、医療分・支援金分・介護分のそれぞれについて、10円未満の端数を切り捨て、合算しています。
※2 裏面の「基礎となる所得額について」により算出した金額を被保険者全員で合算したものです。
市外から転入した人や所得の申告が遅れている人については、所得がわかり次第、保険料の変更を行い、あらためて通知書を送付します。
※3 介護分は介護保険第2号被保険者（40～64歳の人）にかかります。
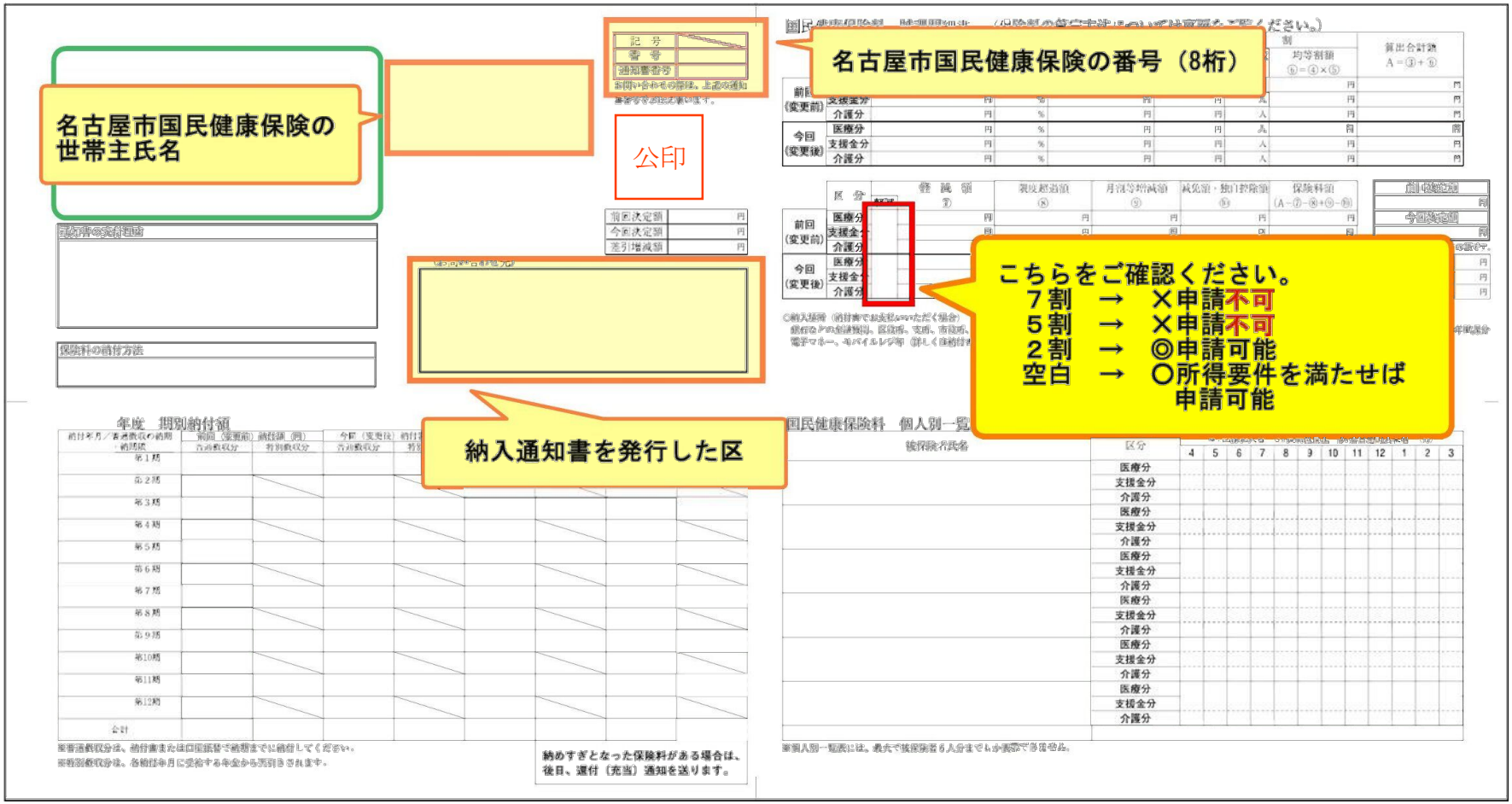
＜均等割額の２割の減額に該当しているかの確認箇所＞